

# 福島県立福島高等学校同窓会宮城支部規約

(名 称)

第1条 本会は、「福島県立福島高等学校同窓会宮城支部（呼称：みやぎ梅苑会）」と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、仙台市青葉区東勝山二丁目2番6号落合敏仲宅に置く。

(組 織)

第3条 本会は、旧制福島中学校及び福島高等学校の卒業生・修学生で宮城県内の在住者並びにその関係者をもって組織する。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することをもって目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡強調に関する事
2. 母校の発展援助に関する事
3. 母校の同窓会発行会員名簿に関する事
4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関する事
5. その他目的達成に関する事

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 理 事 若干名
4. 学年幹事 若干名
5. 事務局長 1名
6. 監 事 2名

以上の他、会長は総会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選出する。

2. 学年幹事は、各学年より選出し、事務局長は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代行する。
3. 理事は、会長の命を受け、会務を処理する。
4. 学年幹事は、同学年を代表して会務にあたる。
5. 事務局長は、会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年目同窓会終了までとし、重任を妨げない。

2. 役員がやむを得ない事情により退任する場合、及び役員の仕事の補充、増員が必要な場合は、理事会で決める。
3. 補欠または増員のため選任された役員の仕事は、前任者または他の現任者の残任期間と同一とする。

(総 会)

第10条 総会は、原則として毎年1回開催し、次の事項を決定する。

1. 会務の報告
2. 予算の審議及び決算の承認
3. 役員の仕事の選出
4. 議案の議決
5. 規約の改廃
6. その他重要な事項

但し、総会は、その権限の一部を理事会に委任することができる。

(会議の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、会長、副会長及び理事を持って構成し、総会の決定した事項の執行その他必要な会務を処理する。

(招集・議決)

第12条 総会、理事会は、会長が招集する。

2. 会議の議長は、会長とし、議決は出席者の多数決による。

(会 計)

第13条 本会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は理事会で決定する。

(規約の変更)

第14条 本規約の変更は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第15条 その他必要と認める事項は、その都度理事会で協議し処理する。

附 則

本規約は、平成8年11月1日より施行する。

平成 9年 6月11日 一部変更

平成11年 9月22日 一部変更

平成18年 9月14日 一部変更（事務局住所変更）